# 付託議案(議案第1号)の取り扱い及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 に関する理事会決定事項

### 【付託議案(議案第1号)の取り扱い】

①分科会の担当割り振りについて

付託された議案第1号は、別紙(分科会分担表)のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

#### ②審査等の日程について

- ・5日(月) 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付 託議案の取り扱いについての議事を行う
- ・5日(月) 議会運営委員会散会後、総務分科会(第4・第5委員会室)で質疑
- ・5日(月) 議会運営委員会散会後、市民環境経済分科会(第3委員会室)で質 疑
- ・5日(月) 総務分科会散会後、健康福祉分科会(第4・第5委員会室)で質疑
- ・6日(火) 本会議散会後、理事会で全体会での質疑の通告を含め、全体会の議 事の確認
- ・6日(火) 理事会散会後、全体会で質疑
- ・7日(水) 午前10時、全体会で討論・採決

# ③全体会での質疑について

- ・付託された議案第1号を議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。
- ・時間については、議案第1号及びその他の議案を合わせて、所属議員3人以上の 会派は1会派30分以内、所属議員2人の会派は1会派20分以内、無所属の委員 は1人10分以内とする。
- ・質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- 質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、6日(火)の理事会で質疑方式も含めて通告する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、6日(火)の理事会散会後、直ちに委員長の許可をとる。

#### ④討論及び採決について

- ・付託された議案第1号を議題とし、討論・採決を行う。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、原案反対、原案賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

# ⑤全体会の執行部への出席方要求について

- ・5日(月)の全体会の出席理事者については、求めない。
- ・6日(火)の質疑を行う全体会及び7日(水)の討論・採決を行う全体会の出席 理事者については、市長に対して行い、教育委員会などの他の執行機関には行わ ない。
- ・出席理事者の詳細は理事者側の判断とし、出席者の回答は、6日(火)の理事会で伝える。

#### ⑥修正案等について

- ・予算案に対し修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、 全体会での質疑を行う6日(火)の午後5時、あるいは、全体会の散会時刻が午 後4時を過ぎた場合は、全体会散会後1時間以内に事務局へ提出する。
- ・修正案等が提出された場合は、提出期限の締め切り後、直ちに、議会会議システムに配架するとともに、会派控室に配付し、議員全員にメールでお知らせする。

#### 【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

- ① 傍聴について
  - ・全体会は許可とする。なお、傍聴方法は本会議と同様とする。
  - ・理事会及び分科会は不許可とする。

# ②その他の感染防止対策について

- ○換気
- ・換気は常時行う。
- ○アクリル板の設置

・発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置する。

# ○マスクの着用

- ・議場出席者は全員マスクを着用することとする。その他フェイスシールド及びマウスシールドの着用を認める。なお、マスクを万が一忘れた場合は、事務局まで連絡することとする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認める。

#### ○水差しの撤去

・水差しの設置はとりやめる。なお、ペットボトルまたはマイボトルは自身で用 意する。また、飲料は、水に限る。

### ○消毒

- ・演壇、質問席及び答弁席にアルコール消毒液を設置することとし、発言等による 登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行うこととする。
- ・演壇、質問席及び答弁席での発言時にマスクを外して発言をした場合は、自席に 戻る前に、必ず自身で発言した机上及びマイクの消毒を行うこととする。